



2023年8月2日

各位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介
(コード番号:7575 東証プライム市場)
問合せ先 取締役経営管理統括部長江川毅芳
(TEL. 03-6711-5200)

業績連動型株式報酬制度の改正に伴う第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2023年8月2日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年8月24日
(2) 処分株式数	普通株式 69,000株
(3) 処分価額	1株につき990円
(4) 処分価格の総額	68,310,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「当社取締役」という。)を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しており、その一部改定について2023年5月23日の取締役会で決議し、2023年6月28日開催の第43回定時株主総会にて承認可決されました。

本制度は、役員報酬B I P(Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」という。)と称される仕組みを採用しており、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社との間で役員報酬B I P信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。)を締結しております。

本自己株式処分は、本信託契約の変更および継続に伴い、三菱UFJ信託銀行株式会社の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、役員株式報酬規程に基づき、業績目標の上限を達成した場合の諸般の事項を総合的に勘案の上、69,000株としております。その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.09%(小数点第3位を四捨五入、2023年3月31日現在の総議決権個数780,078個に対する割合0.09%)と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は役員株式報酬規程に従い当社取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないこと

から、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約延長日	2023年8月21日
信託の期間	2017年8月14日～2023年8月31日 （2023年8月21日付の信託契約の変更により2026年8月31日まで延長予定）
議決権行使	行使しないものとします。
追加信託金額	約65百万円（信託報酬及び信託費用を含む。）

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2023年8月1日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値990円（円未満切捨て）としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員全員（4名、うち3名は社外取締役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上